特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険の資格管理・保険給付関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険の資格管理・保険給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理・保険給付関係事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦保険給付に関する業務 ⑧資格継続業務 ⑨高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムに関する業務
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、中間サーバー ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項　別表の24、44の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号　別表 【別表における情報提供の根拠】 9、14、21の2、23、24、26、35、42、44、59、61、83、85、95、97、100、105、115、117、131の項 【別表における情報照会の根拠】 24、44の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ＜公金受取口座の給付業務＞ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第13号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市　市民部　保険年金課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-46-7028）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市　市民部　保険年金課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-46-7028）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みどり市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みどり市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民部　市民課長　斎藤　典之	市民課長　藤生　智子	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の給付・保険税の賦課徴収事務	国民健康保険の資格管理・保険給付関係事務	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が、不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦現金給付に関する業務	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月31日	2. 特定個人情報ファイル名	1. .国保資格情報ファイル　2. 国保給付情報ファイル　3. 国保賦課情報ファイル　4. 国保特別徴収情報ファイル　5. 国保収納情報ファイル　6. 国保滞納情報ファイル　6. 国保宛名情報ファイル	国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
平成29年2月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦現金給付に関する業務	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦現金給付に関する業務 ⑧資格継続業務 ⑨高額該当回数の引き継ぎ業務	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格・給付管理を行うことによる⑧⑨の追記。
平成29年2月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、中間サーバー ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格・給付管理を行うことによる国保総合（国保集約）システムの追記。
	5.評価実施期間における担当部署②所属長	市民課長　藤生　智子	市民課長	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月21日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月21日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
	Ⅳ　リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦現金給付に関する業務 ⑧資格継続業務 ⑨高額該当回数の引き継ぎ業務	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦現金給付に関する業務 ⑧資格継続業務 ⑨高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムに関する業務	事前	オンライン資格確認の開始による
令和2年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、中間サーバー ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険システム、宛名管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。）、中間サーバー ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	オンライン資格確認の開始による
令和2年11月1日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に関する法律 第9条第1項　別表第一の16、30の項	番号利用法第9条第1項　別表第一の16、30の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45、46の項	番号利用法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45、46の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の開始による
令和2年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45、46の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45、46の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年7月1日　時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年7月1日　時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項　別表第一の16、30の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号利用法第9条第1項　別表の24、44の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	番号利用法の一部改正
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27、42、43、44、45、46の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号　別表 【別表における情報提供の根拠】 9、14、21の2、23、24、26、35、42、44、59、61、83、85、95、97、100、105、115、117、131の項 【別表における情報照会の根拠】24、44の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	番号利用法の一部改正
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部市民課	保険年金課	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	保険年金課長	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みどり市　市民部　市民課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	みどり市　市民部　保険年金課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-46-7028）	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みどり市　市民部　市民課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	みどり市　市民部　保険年金課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-46-7028）	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	―	みどり市情報セキュリティ対策基準（第3.0版）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	―	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	―	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	―	みどり市情報セキュリティ対策基準（第3.0版）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年10月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦現金給付に関する業務 ⑧資格継続業務 ⑨高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムに関する業務	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険給付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①保険税軽減に関する業務 ②被保険者異動に関する業務 ③基準収入額適用に関する業務 ④一部負担金減額申請等に関する業務 ⑤限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務 ⑥特定疾病療養受領証の交付に関する業務 ⑦保険給付に関する業務 ⑧資格継続業務 ⑨高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムに関する業務	事前	見直しによる
令和8年10月16日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号　別表 【別表における情報提供の根拠】 9、14、21の2、23、24、26、35、42、44、59、61、83、85、95、97、100、105、115、117、131の項 【別表における情報照会の根拠】24、44の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号　別表 【別表における情報提供の根拠】 9、14、21の2、23、24、26、35、42、44、59、61、83、85、95、97、100、105、115、117、131の項 【別表における情報照会の根拠】24、44の項 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ＜公金受取口座の給付業務＞ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条13項	事後	公金受取口座の活用開始による
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	基準日判定による
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年10月16日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	みどり市情報セキュリティ対策基準（第3.0版）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	みどり市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	見直しによる
令和8年10月16日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	みどり市情報セキュリティ対策基準（第3.0版）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	みどり市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	見直しによる